

## 第1（目的）

この指針は、井原医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という）がハラスメントを防止するための体制を整備することにより、利用者に対してより良いサービスを提供するための環境や職員が安心して安全に働くことができる労働環境を確保することを目的とする。

## 第2（ハラスメントの定義）

### 1 職場におけるハラスメント

#### (1)パワーハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されるものであり、以下のようなものをいう。

- ア 身体的な攻撃（暴行・障害）
- イ 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言）
- ウ 人間関係の切り離し（隔離、仲間はずし、無視）
- エ 過小な要求（仕事を与えない、能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる）
- オ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）
- カ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）

#### (2)セクシュアルハラスメント

性的な内容の発言や性的な行動（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報・噂を流布すること、性的な冗談やからかい等）

#### (3)妊娠、出産、育児、介護等に起因するハラスメント

職場において、妊娠、出産、育児、介護に係る休業等の利用に関する言動により、妊娠、出産、育児、介護等の当事者である職員の職場環境が害される行為

### 2 介護・医療現場におけるハラスメント

利用者・家族等からの職員へのハラスメント及び職員から利用者・家族等への行為であり、以下のようなものをいう。

#### (1)身体的暴力

（身体的な力を使って危害を及ぼす行為、回避により危害を免れたケースを含む）

例：コップを投げつける、蹴る、唾を吐く

## (2)精神的暴力

(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例：大声を発する、怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする、  
「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

## (3)セクシュアルハラスメント

(意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ等の行為)

例：必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、入浴介助中にあからさまに性的な話をする

## (4)カスタマーハラスメント

(利用者・家族等が職員・事業所に対して理不尽なクレームや言動をすること)

例：契約範囲外のサービスの強要、サービスの提供時間を超えた拘束

## 第3 (ハラスメント対策)

### 1 職場におけるハラスメント対策

- (1)職員は、職場の一員であることを自覚し、円滑なコミュニケーションを心掛け、互いに尊重し、より良い職場環境づくりに努める。
- (2)管理者は、職員間のコミュニケーションが図られ、職員がその能力を発揮できる風通しの良い職場環境を確保できるように努めなければならない。
- (3)本指針に基づいたハラスメント防止対策を徹底する定期的な研修を年1回以上実施する。

### 2 介護・医療現場におけるハラスメント対策

- (1)利用者・家族に対して、契約時にハラスメント防止に向けた対策や苦情相談窓口について説明する。

## 第4 (相談窓口と体制)

### 1 ハラスメントに関する担当者の設置

- (1)ハラスメントに関する担当者は事務局と管理者とし、相談窓口の役割を担う。
- (2)担当者は、ハラスメントに関する報告や相談を受けたら、被害者の安全確保を最優先に実施した上で、事実確認等の必要な対応を行う。
- (3)担当者は、報告・相談を申し出た職員および関係者等のプライバシーの保護に配慮し、不利益を被らないように十分に留意する。また、加害者に弁明の機会も保証する。

### 2 ハラスメント対策委員会の設置

ハラスメント防止及び組織的対応を図ることを目的にハラスメント対策委員会を設置し、必要な措置を講じる。

- (1)ハラスメント対策委員会の担当責任者は事務局とし、構成員は井原医師会運営会議構成員する。
- (2)ハラスメント対策委員会は、定期的（年1回以上）及び必要な場合（ハラスメント発生時等）に開催する。また、他の会議と一体的に開催する場合もある。

#### 第5（ハラスメント発生時の対応）

##### 1 判断や対応の検討

ハラスメント対策委員会でハラスメントの状況を把握し、判断や対応を検討する。

##### 2 判断や対応の決定

ハラスメント対策委員会で検討した内容を担当者が理事会で報告し、事実認定や処分の決定を依頼する。理事会での決定事項を担当者が関係者に通知する。

##### 3 再発防止

ハラスメント対策委員会は、報告や相談のあった事例を検討し、指針やマニュアルの見直しを行い、職員等への周知も行うことで再発防止に努める。

#### 第6（本指針の閲覧に関する基本方針）

本指針は、職員、利用者・家族や関係機関から希望があった場合には、すぐに閲覧できるように事業所に備え付け及びホームページへも掲載することとする。

#### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。